

○中島源陽委員長 本委員会に付託されました議第一号議案ないし議第十五号議案、議第六十二号議案ないし議第七十六号議案を議題といたします。

これより総括質疑を行います。

質疑は一問一答方式とし、答弁時間を含めてお手元に配布のと通りの質疑時間の範囲で行うことといたします。

また、関連質疑については、同一会派内で会派の質疑時間の範囲内で認めることといたします。

なお、質疑は中央の質疑者席で行うこととし、次の質疑者は、待機席でお待ち願います。

ただいまから、自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、資料配布の申出がありましたので、資料をお手元に配布しております。

質疑時間は、答弁を含めて六十分です。守屋守武委員。

○守屋守武委員 おはようございます。自由民主党・県民会議の守屋でございます。

新年度予算について質疑させていただきます。

二年に及ぶ新型コロナウイルス感染症が世界経済に大きな打撃を与えておりましたが、回復基調が見えてきたと思つた矢先にロシアがウクライナに軍事侵攻し国際秩序が大きく乱れております。このような暴挙を国際社会は決して許してはなりません。私たち宮城県議会においても、昨日の本会議でロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議を全会一致で議決し、強い抗議の意思を示すとともに、早期の停戦終結に向け我が国でも最善の努力を願うものであります。また、来る三月十一日は、東日本大震災発災から九十一年目となります。二〇一一年三月二十二日に挙行された階上中学校卒業式で、卒業生、梶原裕太君の答辞の「苦境にあつても天を恨まず、運命に耐え、助け合つて生きていくこと、これが私たちの使命です。」という言葉に、今を生きる私たちが震災復興を誓い、そしてまた、コロナパンデミックと闘い、更に、不安定な国際情勢の中で頑張っている県民の皆さんと共に向かうべき姿であり、心を引き締めて取り組んでいかなければならないと思うところでございます。

知事は、新年度予算を宮城の未来を育むハートフル予算と名づけ、子育て環境の充実と人口減少社会への対応を重視する考えを示しました。まさに、生活の基盤となる人

口は、地方は加速度的に減少が進み、産業、医療、教育などの分野において危機感が募っております。新年度予算は、県民の皆さんが少しでも希望を持って頑張ろうという思いになるような取組であることを期待しつつ、質疑させていただきます。

ロシアのウクライナ侵攻における世界経済混乱により原油価格の高騰が収まらず、オミクロン株による第六波はいまだにピークアウトの様子が見えてこない状況となっております。国内における経済活動への影響は大きくなっております。今回の第十号補正において市町村に対して計上された十億円の新型コロナウイルス感染症対応事業者支援費については、基礎自治体の状況に応じて増額対応する旨確認されました。補正を審議した時点より現状は悪化しておりますから、しっかりと対応いただきたいと思いますが、この点について伺わせていただきます。

○村井嘉浩知事 先月、お認めいただきました十億円の追加補正予算については、市町村と緊密に連携しまして、今月中には交付申請の受付を開始できるよう準備を進めており、多くの市町村からは売上げの減少や原材料の高騰などに苦しむ事業者への給付金事業に活用する予定であるとお話をいただいているところであります。また、市町村への更なる追加の予算措置につきましては、六月議会にお諮りする予定であります。厳しい状況が続いている事業者の方々への支援は喫緊の課題でございますので、早急に市町村へ枠組みを示せるよう関係部局で調整を急いでいるところでございます。なるべく早く、幾ら出せるということをしつかりお示ししたいと思います。

○守屋守武委員 私たちもそうですが二月の後半にはピークアウトするのではないかという思いもありました。まん延防止等重点措置をかけることによって、今後、ウイズコロナの中で、例えば、宮城県を観光地に選ぶという報道が遠ざかってしまうことから、私は、今現在、知事がこうやって進めていることには賛成しております。ただ、このコロナの状況が思う以上に長引いてきたということは、それだけ、我慢していた事業者、皆さんが大変な状況になっているということでもあります。ただいま答弁いただいたように、この件に関しては、それぞれの地域にそれぞれ特色がありますので、しっかりとその辺を勘案いただいて、できるだけ早い段階で自治体または困っておられる方々が希望を持てるような対処をしていただきたいと要望して、この件については終わります。

十一億円計上されております。小売店、サービス業への支援とウィズコロナ対応として非接触型の取組を促すというものでございますが、カードまたは携帯等の端末による決済、地方では高齢化率が高いこともあり、町の食堂などでは、いまだ現金決済の商店も少なくありません。キャッシュレスにより、事業者、利用者、それぞれに恩恵がある支援策が必要ではないかと思いますが、この点について伺います。

○千葉隆政経済商工観光部長 今回提案しております事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売上げの減少等に苦しむ飲食業や小売業、サービス業などを支援するため、キャッシュレスポイント還元を実施することで需要を喚起するとともに、県内のキャッシュレス化の推進を図るといったものになっております。この事業の実施に当たりましては、新たにキャッシュレス決済を導入する事業者の負担を軽減し、少しでも多くの事業者の皆様に参加いただきたいということで専用端末等が必要としないQRコード決済の活用を主に想定しております。キャッシュレス導入に消極的あるいは課題のある事業者の皆様に対しましては、令和元年度からキャッシュレス推進事業を実施してまいりましたので、その成果も生かしながら市町村あるいは地域の商工会などと連携して支援して、できるだけ御参加いただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

○守屋守武委員 これは、二〇%の還元ということで非常に魅力的ですが、一定期間という話になっていて、一億円という予算が終わるまでなのか、どの辺までになるのかということと、現実的にはQRコードでやるということで高齢化という部分でなかなか思うようにいっていないところも結構あるようであります。使う人も加盟店もよくなるようにしてください。釜石市もいろんな形でこのキャッシュレスは進めているのです。これは、インバウンドにも対応した形でやっていくことということで、使っている人たちは手数料は取られますが銀行に行く手間も省け実はすごくメリットもあるということです。こういったことについて、店舗数が少ない地方の商工団体などと連携してしっかりサポートしてほしいのです。その辺の伝わり方とか、その辺をもう一押し、しっかり対応いただきたいと思えます。使いやすいところはどんどんメリットは上がるのですが、そうでないところもきちっと平等に還元できるようにしてほしいと思えます。本来に浸透させるようお願いしたいと思います。どうしても高齢者の方々はQRコード

と言われても、まだ分からない人もいますから扱いはいいのです。だから、その辺のところを、ぜひ丁寧に進めていただきたいと思います。

続きまして、高齢者施設職員処遇改善支援費について伺います。

昨年十一月十九日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、看護・介護・保育・幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げということで岸田政権の中で盛り込まれました。今回の制度では、養護老人ホーム、軽費老人ホームの職員は対象外となっております。コロナ禍における業務内容は、介護職員の業務内容に類似しており、コロナ感染対策などもいささかも引けを取らない状況で仕事をしていることは周知のとおりであります。厚生労働省においても老人保護措置費に係る支弁額等の改定に伴う経費については、令和四年度から地方交付税措置を講じるとしております。この辺の対応につきまして、しっかりと対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 養護老人ホームや軽費老人ホームの介護職員も国の経済対策による処遇改善の対象となっております。養護老人ホームについては、施設所在市町村が老人保護措置費単価を引き上げ、措置市町村が支弁することとなっております。県では、各市町村にこの改定について今年一月五日に依頼しているところです。また、軽費老人ホームについては、県が仙台市以外に所在する施設に対して事務費補助を行っております。来年度当初予算案に処遇改善相当分を増額計上しております。なお、仙台市内の施設については、仙台市が補助を行っておりますが、国の通知を踏まえて対応を検討していると伺っております。

○守屋守武委員 そうしますと、養護老人ホームは市町村のほうの対応で、軽費老人ホームに関しては県のほうで令和四年度に事務費の措置をするという理解でよろしいですか。

○伊藤哲也保健福祉部長 そのとおりです。

○守屋守武委員 まだ分からないと、施設側から、そういう話を実はいただいています。このことに関して、それらの施設には通知を出されているのですか。要は、今回の岸田内閣の中で職員の処遇費を介護とかそういった部分で、上げるものと同等ぐらいにしっかり支援しますという事は通知されておりますか。

○伊藤哲也保健福祉部長　まだ具体的なところまでは通知していないと思います。国の技術的助言なども踏まえて決定してまいりたいと考えております。

○守屋守武委員　分かりづらいのは地方交付税措置になっているということなのです。一応、算定の中ではそういう積み重ねになっているのだと思うのですが、このところに関して、介護施設であっても老人ホームであっても、この人たちはみんな一緒に苦勞をしています。こういったところをしっかりとサポートしていくことがこれからは大事だと思いますから、しつかり明確に分かるようにしていただきたいと思います。やはり大変な思いで働いておられるという現状を踏まえて対処をお願いしたいと思います。

続きまして、震災対応として、今回、みやぎの子どもの心のケアハウス運営支援費が出ております。気仙沼市の例で恐縮ですが、気仙沼市の教育サポートセンターは心のケアやカウンセリング、不登校児童生徒の教育相談関係機関と連絡調整を行っているということでございます。令和三年度におきましては、スクールカウンセラーとセンターの連絡調整のところを大変県のほうにも配慮いただきまして、スムーズに活動ができた、カウンセラーの皆さんにいろいろと対応いただきありがたいという話をしております。それで、これは令和五年度までの人件費のみの補助ということで、令和五年まで段階的に削減になります。実態としては、コロナで、不登校が複雑化していて小学校低学年の不登校の発現率が増加しているという状況にあります。このような状況の中で、制度に従って経費が削減されて令和六年度からはなくなるということで、運営する場は非常に大きな不安を抱えている状況でございます。この辺の対応について伺いたいと思います。

○伊東昭代教育委員会教育長　現在、子どもの心のケアハウスを設置する三十三の市町村のうち、第一期として平成二十八年度から平成三十年度に設置した十九の市町につきましては、当初、昨年度までの五年間の運営支援としていたところでございますが、ケアハウスの教育支援センターとしての機能強化を図るために人件費の補助を三年間延長しているところでございます。このケアハウスにつきましては、各地域において不登校の児童生徒の支援も含めて大変重要な役割を担っていただいていると認識しております。こうした認識の下で、令和六年度以降の運営支援につきましては、県内の不登校の児童生徒の状況やケアハウスの運営状況につきまして、市町村とよく情報交換を行いながら

検討してまいりたいと考えております。

○守屋守武委員 心配なのは低学年の発現率が高いということ、そして、複雑化しているということ。心のケアハウスのほうで結構いろんな形で働きかけをして、いろんな相談を受けて何とか今頑張っているということなのですが、現状はどうかということ、なかなか下がらないのです。今、教育長のお話のように、地域の状況はそれぞれ違うと思います。その中で、やっぱり発現傾向の高い場合にはしっかりサポートいただいで、できるだけこの段階で抑えられるような方向性で取り組んでいただきたいと思います。今の教育長のお話であれば、その辺のところを勘案して令和六年度以降も、必要なところにはしっかり出すという解釈をさせていただいてよろしいですか。

○伊東昭代教育委員会教育長 令和六年度以降の予算ということでございますので、今、確定的なことは申し上げられませんが、先ほど申しましたように、心のケアハウスは本来に重要な役割を担っていただいておりますので、これを継続していただけるよう各市町村とよく相談していきたいと考えております。

○守屋守武委員 教育長は再任しましたから令和六年度は大丈夫ですね。よろしく願います。

同じような件で、自治会等を支援する地域コミュニティ再生支援費がございます。これも制度的には四年目以降、削減するという制度になっております。ただ、この制度の場合、既にコロナ前に申請されて一定期間活動して段階的に削減されてきてます。今、この削減期に入ってきたときにコロナで各自治会は活動ができなくなっています。活動ができなくなっている間に期限を迎えてお金を返さなければならないということになります。私は、活動ができないまま返してしまつて自治会はどうするのか、今が一番大事なときではないかと思うのです。こういうところを弾力的に活用できないのかと思います。この取組についてお伺いいたします。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 地域コミュニティ再生支援事業補助金は、地域コミュニティ再生のスタートアップ支援として、平成二十七年から補助期間三年間として開始しまして、その後、最大五年までに期間を延長して制度改革を行ってまいりました。コミュニティの構築には時間を要するということですが、その四年目は十分の五、五年目は三分の一と委員がおっしゃるとおり補助率を設けて自立化を促しております。地

域の課題に応じたアドバイザーの派遣、それから自治会向けの交流会などを開催しまして、補助期間終了後も住民主体でコミュニティー活動が継続できるように取り組んでいるところがございます。ただ、一方、委員がおっしゃるとおりコロナウイルスの影響で活動内容を縮小したり、場合によっては申請を取り下げる団体が出てきているのも事実でございます。こうした地域の実情を丁寧にも把握して制度の柔軟な運用について検討してまいります。

○守屋守武委員 順調にスタートアップということで、みんなでやろうやろうと言って盛り上がってきたときはいいんですよ。今、大変なのは自治会を維持すること。せっかくやってきましたが、集まらないでください、密にならないでくださいという中で、どの自治会も初めて経験する、やったことがない、そして、なかなか今までのコミュニケーションが取れない、だけど一年ごとに年を取っていく。こういう中でお世話している人がずっとお世話できるのかという課題を抱えています。今までお世話している人が引き続きお世話しながら次にまたつなげていただきたいと思っています。この支援費が切れたことで、次は誰がこれを申請するのかと自治会活動が停滞してしまうということが一番おそれているのです。さきの補正でも高橋宗也委員も地区の課題として挙げておりましたが、大体はコロナ前に申請しているところが多いので、コロナ前に申請して活動していたものが一回で落ち込んでしまったという地区が多く、また、申請を取り下げているところが多いです。地域には、何かしらの形でサポートするから自治会活動については何とか頑張っていたいただきたいというメッセージをぜひ出してほしいのです。制度だけを見せると使えなくなってしまうのですよ。そのところの発信が大事だと思いますが、部長、いかがですか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 コミュニティーの構築、それから長い生活をするものがあると思います。ただ、制度は限られますが、後につながるようなメッセージを発信していきたいと思います。

○守屋守武委員 一年ごとにみんな年齢を重ねているので活動しづらくなっているということをしっかり考えてサポートしていただければありがたいと思います。

続きまして、震災復興事業完遂に向けた対応についてお伺いさせていただきます。

大体、震災復興事業のハード面の事業については、令和四年度中の工事完了に向け

て進められていると思いますし、鋭意現場のほうでは取り組んでいるようでもあります。ただ、その多くが繰越し、または事故繰越という形になっておりまして、事故繰越になりますと、その次はありませんということとで完遂に向けてしっかりと取り組んでいかなければならないという現状にあります。現場を見ますと、まだまだ大変なところがあると思います。この辺のところの見通しについてお伺いしたいと思います。

○宮川耕一農政部長 東日本大震災に伴う復旧・復興事業でございますが、今年度内の全箇所の完成を目指して全力で取り組んでまいったところです。しかしながら、一部の事業につきまして、隣接する事業との施工調整や現在も続く新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響などから更に遅れが生じておりまして、今年度内の完成が困難となり来年度へ繰り越すところが出てきております。県といたしましては、今後も関係機関と連携し事業の推進を図りますとともに、一層の進行管理の徹底と現場体制を強化させる工夫などを講じまして、一日も早い復旧・復興事業の完遂に向けて全力で取り組んでまいります。

○守屋守武委員 今、現場はそのように動いています。私たちが申し上げたいのは、例えば、海岸工事でもそうですが地盤の隆起が起きています。それから、見た目では凶面どおりにきちつとできました。だけど使っている人たちは、この船揚げ場は目地が開き過ぎていて使いづらいとか、今、宮川部長がお話しのように、圃場整備事業においては本当に細かい、水の入ってくるところはどこだとか。でも、凶面どおりできているのです。だから、行くとできているでしょうという話になる。でも、それを使う人たちは、そこでこれから何十年も使っていくのです。いろんなことを県のほうに面倒を見てもらって助かったとみんな感謝しているのですよ。ところが、最後の最後に、何であそこをこういうふうにしてくれなかったのかということが聞こえてきているのです。それで、そのところを最後の完了に向けて、地域の中で現場の方々にもう一度、地域の使う方々と意見交換して最後はどうかという話を聞いてほしいのです。せっかくここまで形をつくつてきて、これからこの場所を使ってもらうために進めてきています。ここは宮城県のいろんな産業を支える肝になると思います。基礎自治体もみんな同じように大変な思いをしてやっってお互い気づかないところがあります。ここはしっかりと声をかけていただいて、最後に地域の方々がよかった、これで後継者にも渡せるという形に

していただくということが、私はこの震災復興の完遂ということだと思います。とにかく令和四年度は、一番大事な時期になると思いますから、各部署、その辺をしっかりと対応いただきたいと思えます。

続きまして、震災伝承関連事業についてお伺いさせていただきます。

これは、国で建設し県が管理する石巻南浜津波復興祈念公園内のみやぎ東日本大震災津波伝承館が昨年六月に開館して、今回、運営管理について令和四年から令和七年までの三年間はプロポーザル入札をして、公益社団法人三・一一みらいサポートが運営するというものであります。宮城県は東日本大震災最大の被災地でありまして被災十五市町にはそれぞれの震災遺構、それから伝承施設が設けられております。南浜の伝承館はそれらのゲートウエーとしての役割を果たすということでお伺いしております。しかしながら、施設の形状、それから面積等において、これまでの一般質問においても課題については指摘されたとおりでありますので、私のほうではその点については、いちいち話をしませんが、いずれゲートウエーとしての役割は大変大事な部分になると思えます。ここには、ここを運営するための理念や視点が大事だと思えます。県は、その視点が欠けていたのではないかと思っています。この点について、県の運営方針について伺いたいと思えます。

○村井嘉浩知事 我が県の震災伝承につきましては、今年度スタートいたしました新みやぎの将来ビジョンの被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポートの四つの取組分野の一つと位置づけるとともに、東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針を策定いたしました。三つあります。一つは震災の記憶・経験の蓄積と発信、二つ目に伝承や防災・減災に関する人材の育成と防災教育の推進、三つ目に多様な主体の連携による伝承の推進であります。伝承館につきましては、我が県における震災伝承の中心的役割を求められていることから、各地の伝承施設等へいざなうゲートウエー機能、防災教育や担い手育成などの人材育成機能や多様な主体が連携した活動が行える拠点機能など、関係者とのつながり、支え合う震災伝承の拠点施設となるよう運用していかなければならないと思っております。今後とも、伝承団体などの多様な主体と連携した取組を促進すること、常に新しい学びが得られる場として多くの方々にも繰り返し足を運んでいただけるよう努めるとともに、教育旅行等の誘致を進め将来を担う若い世代へ震災の記憶と

教訓をしっかりと伝えていきたいと思っております。一番は、やはり何と言いましてもいろんな伝承施設へいざなうゲートウエー機能と考えていまして、国が造ったものから我々はなかなかいろいろ口を挟めませんでした。今回、議会でいろいろ言われまして確かにそのとおりだと思うことがたくさんございました。まずは、あそこで全て完結するのではなくて、そこからスタートして、いろんなところに足を運んでいただくといったことを一番の狙いに行っているということであります。

○守屋守武委員 よく比較されるのは、岩手県陸前高田市の伝承館になります。あそこ
の伝承館、私も回りました。岩手県は、陸前高田市の伝承館がゲートウエーではないの
です。あそこで完結です。例えば、津波遺構たろう観光ホテルも予約しないと語り部も
いないし、中にも入れない。外からしか見れないという形になっています。だから、岩
手県は、あそこに集約している。宮城県の場合は、みやぎ東日本大震災津波伝承館が遅
れてできたけれども、ここはゲートウエーだと。まさに知事がお話のように、その機能
をしっかりと高めることが大事です。だから人だと思えます。津波の伝承施設は、あちら
がすごい、こちらがすごいではないのです。それぞれの地域にあるものに、それぞれの
特色があつて、それぞれの避難行動があつたり、それぞれいろんな思いがある。そのこ
とをどう伝えるか。それは常にブラッシュアップしていくことも必要だし、ここを運営
する団体はどういう形で運営するのか分かりませんが、ここは県がしっかりと携わって、
宮城県の津波被害に対する復興の在り方でも、または、防災の取組方でもしっかりと伝え
て、いろんな人が来たときに、この団体は気仙沼市へ行きなさい、この団体は南に行き
ましょうということも可能になるような、ある意味では運営的にはアグレッシブな、そ
して、まさにゲートウエー、これを期待したいと思えますから、しっかりとした取組を
お願いしたいと思います。あわせて、三・一一伝承ロードのほうでもそれぞれの県をま
たいでつないでいくという役割をしておりますから、そことの連携なども含めてよろし
くお願いしたいと思います。

続きまして、スポーツ関連予算についてお伺いいたします。

アスリートと連携したオリ・パラスポーツ交流促進事業があります。これは、昨年
来実施されてきて、今回はコロナのため中止ということになりましたが、県教育委員会
より県スポーツ協会を通して県スポーツ少年団本部が実施してまいりました。幼児期の

運動遊びにはアクティブ・チャイルド・プログラムを活用して手応えを感じていたところでもあります。今回の提案の内容、そして、目指すところについて伺います。

○志賀真幸企画部長　今回提案させていただいておりますオリ・パラスポーツ交流促進事業でございますが、宮城県ゆかりのオリ・パラアスリートと連携しまして、未就学児や小学生等を対象に運動遊びなどのプログラムを実施することで、幼児期からの運動習慣の定着を図り、体力の向上や健康の増進につながることを狙いとしたイベントを開催するものでございます。併せまして、東京大会で注目を集めましたパラスポーツの更なる認知度向上・共生社会に向けた機運醸成に努めてまいりたいと思っております。この事業におきましても、アクティブ・チャイルド・プログラムを積極的に活用いたしました様々な体の動かし方を経験してもらいたいと思っておりますし、同時に子供の運動習慣の定着には保護者が与える影響も大きいと思っておりますので、トップアスリートの皆様から運動習慣の重要性等を発信いただくことで、保護者に対しても意識の醸成を図ってまいりたいと思っております。

○守屋守武委員　皆さんの机上に配布させていただいておりますのは、アクティブ・チャイルド・プログラムの新聞ですが、A4横判は幼稚園、こども園、保育所に年に三回、JSP O日本スポーツ協会から配布されています。A4縦版は小中学校、教育委員会に年に五回配布されています。これは多分、学校で配られていませんよね。なかなか認識されていない。教育長、この辺はしっかりと声がけいただいて、コピーしてちゃんと見ってもらうようにしていただきたい。それから、部長がお話のように、これはトップアスリートを使うということよりは、運動をしていない子供たちに運動習慣を身につけてもらうきっかけづくりなのです。だから、ACPは、そういうプログラムを組んでいます。県のスポーツ協会は、この講師養成もスポーツ指導者協議会の中でやって、今、十人ぐらい確保して活動しているという状況にあります。何よりも大事なのは親子で来てもらうことです。親子で来てもらうことが大事で、新しいスポーツ少年団ではブロックに分けて親子に来てもらう。みんなグランディ21に集まれという乱暴な話ではないのですよね。それぞれの地域に行つて、それぞれの地域の親子に来て体験してもらう。トップアスリートが来ることにどんな意味があるのかというと、私たちとか知事が行つても子供たちは何の印象もありませんが、トップアスリートが来ると親御さんが、「あ

人メダリストだよ。」「この人はパラスポーツの選手だよ。」と、子供たちにスポーツ選手に対する憧れを持ってもらえます。子供たちが運動嫌いとか、もともと運動音痴という話がありますが、そんなことは実はないのです。親が運動嫌いで運動音痴だから、子供は運動の場面が少なくなってしまうのです。我々もそうですが子供はもともと動物なので体を動かしたい。動かすという欲求があります。そこをしっかりと生かしていくことがACPのプログラム。そして、その機会をつくるのが今回の交流事業。そういうことで、多分、伊東教育長は出してくれたのですよね。この後に話を出しますが、体力が落ちたり肥満が増えています。そして、それはそのまま大人の成人病につながっています。そういうことになりますから、大事なことは、今言ったような形でスポーツ協会和とスポーツ少年団をしつかり連携させて、グランディ21に集まれではなくて、スポーツ少年団はそれぞれのブロックがあるから、その中で集まっていたいて、どんな地域にいてもこういった事業の恩恵を受けてスポーツに出会いきっかけをつくるということにしっかりと主眼を置いていただきたい。アスリートが来るのは、親御さんたちにスポーツの魅力を伝えるためであります。申し訳ないけれども仙台市は出会うチャンスが結構あると思います。そうでない部分もしっかりサポートするのが県の役割だと思いますから、その点を忘れないように、しっかりとお伝えしてください。

関連して、体力・運動能力の向上というところにも出ておりますが、小学校五年生の男子は全国で三十位、女子は三十六位。当然ですが、肥満は男子が五位、女子が七位。こういうふうになっております。ずっと、こういう課題を出させていただいでいて、県のほうではルルブルをベースにしていますという話をしております。ルルブルというのは生活規範だと思います。「しっかりと寝ル、きちんと食ベル、よく遊ブで健やかに伸びル」、これ生活規範ですよ。このための行動を促すアイテムがACP、アクティブ・チャイルド・プログラムです。ここをうまくつなげていただきたい。併せて申し上げれば、低学年の不登校、今、入学時のいろんな催物ができない、マスクをしている、こういった中で子供たちの交流ができないことが子供の大きなストレスになって低学年の不登校につながっているのだと思います。今、このACPの講習には、多くの幼稚園の先生方に来ていただいでしております。できれば小学校の低学年を担当する方々にも来ていただいで一つの共通のアイテムとして結びつけていただきたい。ここに幼稚園と小学

校の連携をスムーズに持つていく一つのキーワードがあると思いますので、この取組についていかがか、お伺いいたします。

○伊東昭代教育委員会教育長 お話のとおりアクティブ・チャイルド・プログラムにつきましては、子供たちに身につけておくべき動きを習得する運動プログラムでございまして、ルルブルにおけるよく遊ぶなどの推進につながる重要な取組であると認識しております。アクティブ・チャイルド・プログラムの取組は、そうした子供たちの体力・運動能力の向上、運動習慣の定着などにも寄与すると考えておりますので、これまでもルルブル広報誌への掲載ですとかSNSの活用などにより、その重要性を発信してまいりました。また、先ほどお話がありましたように、教育委員会で予算化してアクティブ・チャイルド・プログラムに関しての交流事業についても立ち上げさせていただき、企画部のほうに移管しましたが、その実践を促してきたというところでございます。来年度につきましましては、教育委員会として新たに市町村との連携によって子育てアプリを活用しての普及啓発とともに、県スポーツ協会と連携したルルブルスポーツイベントというものを考えております。こうした中でアクティブ・チャイルド・プログラムの更なる活用についても取り上げていきたいと思っております。お話のありました小学校の教員がそうしたことをしっかりと体験することも、とても大事だと思っておりますので、どういうふうに広げていくかということについては、ちよつと検討させていただきたいと思っております。

○守屋守武委員 お配りしてあるのだけれど新聞を見ていませんよね。今、すばらしい答弁をいただいているのだけれど、しっかりと発信していただかないと伝わっていないということになるのです。だから、この辺のところはしっかりとお願いします。それから、ACPの取組、ありがとうございます。県スポーツ協会のスポーツ指導者協議会で講師を養成してやっているところがあります。その辺の連携もしっかり申し伝えていただきたいと思えます。ここのところは、いろんな取組に連携させるということでお伺いしましたので、ぜひ、令和四年度からこの辺の活動が活発になるようにしてください。そして、低学年の子供たちに運動習慣をしっかりと身につけていただく。そうすると将来大人になつて、骨粗鬆症とかそういうことも随分防げるのだそうです。けがもしくくなります。ぜひ、運動習慣を身につけてください。

続きまして、総合型地域スポーツクラブと連携した子育て支援が今回組まれており

ます。総合型は、いろんな人たちが自分たちのレベルでいろいろ取り組めるという仕組みであります。日本スポーツ協会では、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度を令和四年四月からスタートさせます。これは、総合型がより公益性の高い社会的な仕組みとして持続可能な活動を行えるようにするために、介護予防、子育て支援などの事業を申請して認証するといった取組であります。本県の今回の提案につきましても、放課後児童のスポーツ機会創出、子育て女性のリフレッシュ機会創出を含めた四つの事業が提案されております。取組の内容、総合型クラブについてどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○志賀真幸企画部長 今回、提案しております事業につきましては、モデル事業二種類で、一つは小学校低学年の児童を対象にスポーツプログラムを中心とした預かり事業を実施するというもの、もう一つは、未就学児の母親を対象としまして託児サービスを併設して母親を対象としたスポーツプログラムを実施するというものでございます。併せまして登録・認証制度に向けた体制の整備などを行うこととしております。総合型地域スポーツクラブ、様々な地域課題の解決に向けて非常に有効なものだと思っております。こういったモデル事業を通じながら団体にも周囲との関係ですとか、認知度の向上などに努めていただきまして、今後の更なる活性化に努めてまいりたいと思っております。

○守屋守武委員 部長、総合型地域スポーツクラブに対して、県は予算を使ってこなかったのです。分かりますか。総合型地域スポーツクラブをいっばいつくりましたというところでTOTOの補助金とか基礎自治体の補助金、会員会費で運営してきたのです。一時期たくさんできたのですが結果的に受益者負担ということなので、TOTOの補助金、自治体の補助金がなくなると自然としばらくしてしまうのです。事務運営費、事務所費は、受益者負担ということで参加する会員から会費を集める形になります。今回、これをやっていくに当たって、要は子供たちの支援だったり、いろんな事業を付加させることによって、持続可能で運営費を回せるようなしくみなのかと私は見て取りました。国はそういう意図で出しています。そういう役割を持たせていきたいと思っております。では、今やれるところはあるのかというと、なかなかないです。角田市は自治体の支援が入っていたり、登米市も三百万円ぐらい入れているのです。それがなくなったら、

その費用は受益者負担になってしまいます。それでやれるのですかという話になります。したがって、この点に関して、県、国はどれだけ支援してくれるのか。県は、どれだけここに予算をpushしてくれるのかということが大事になりますが、その辺はいかがですか。

○志賀真幸企画部長 国の登録・認証制度もそうだと思いますが、まさに今回、私どもが提案しているモデル事業は、こういった形で予算を投入するというのもほとんど初めてだと思います。これをきっかけとして総合型クラブがその地域課題の解決に当たる主体として周囲から認知されて、みんな支えていく体制につなげていきたいと考えております。国のほうからもあまり財政支援措置がございません。それから、総合型クラブの運営の仕方も会費の取り方もそれぞれでございますし、市町村との関与の在り方などもそれぞれでございます。クラブが永続的に活動を続けていくためにどんな在り方が必要なのか、市町村ともよく議論して更に研究を重ねてまいりたいと思っております。

○守屋守武委員 部長、いずれ国のほうに帰るのだと思うのですが、この事業を進めていったときに、要はお金がない人は入れないってことで、それでいいのかという話なのです。ここに公的な役割をしっかりと持たせるのであれば、会員が誰しもこれを選ぶことができるというふうにしないといけないのです。そうでないと、お金は出さないけれども自分たちで運動するのだから、自分たちがそれを使うのだから、自分たちがお金を出さないと言うとやらない人が出てきます。二極化するのです。そういう流れでいいですかという話になりますから、この課題についてはしっかりと捉えて、今回の取組事業に対しても県のほうでも支援していかないとたないのです。ここはしっかりと見ていただきたいと思えます。よろしく願います。

部活動指導員の配置事業について伺います。
今回、随分配置しております。この点について伺います。

○伊東昭代教育委員会教育長 部活動指導員の配置につきましては、今年度は県立中学校五人、市町村立中学校十四人、県立高校十九人の合計三十八人でございましたが、来年度の予算におきましては、各校の希望を確認いたしまして、県立中学校八人、市町村立の中学校に三十四人、県立高校に四十人の合計八十二人に増員を計画しているところでございます。

○守屋守武委員 部活動指導員をきっちり活用しようということではありますが、中体連の目から見ますと活動の仕方についていろいろあるようであります。例えば、中体連において他校とまたがって指導しては駄目だということが規約に載っているのです。それはどうなのかということと、子供が減っている地方にとっては合同部活動をしていかなければいけないというときに、部活動指導員がいて二校の指導をすると合同部活動は参加できないのかという話になります。それと、泊まりでの引率はできませんということも書いてあるのです。それは整合性が合わないと思いますが、いかがですか。

○伊東昭代教育委員会教育長 部活動指導員の制度自体は、一つの学校での指導に限られるとか、あるいは泊まりができないとか、結局、教員に替わって部活動の指導をするということでの制度でございますので、そういうことにはなっていますが、中体連の大会への参加についてのルールというものがいいのかと今思いました。確かに、今までの中体連のやり方としては学校単位で部活をし、そして大会をするという考え方が基本となっているということではございますが、今の少子化の状況から考えると、そこについてはいろいろと柔軟に、あるいは改善を図っていかねばいけないという認識は持っております。国のほうでも、今、それも含めて検討していると伺っております。

○守屋守武委員 国のほうで五月か七月に新しく方針を出すのですよね。その中には、多分、そういう話も絶対出てきませんから、これだけ人口減少している現状を見たら、そういう取組ではおかしいと思わないといけないですよ。こういうところを丁寧に、どうやったら活動できるのかという話にしていけないと思います。この部活動指導員だって、今後の地域部活動にしても、先ほど総合型地域スポーツクラブの話もしましたが、この辺も含めて中学校の部活動を段階的に移行するということに、結果的にはお金がかかるという話になるのです。中学校の部活動もお金がかかるからやりませんという話が出てくるのではないかと心配しています。いろんな制度を移行する上では、やはり義務教育にある子供たちはしっかりと保障されなければなりません。そのことをしっかり観点に置いて、国が制度をどう出してきたてもやっていただきたいと思います。

鈴木環境生活部長も出番をつくらないと終わりがなと思っていたので、二〇五〇ゼロカーボン推進費もぜひお話ししたいと思っていたのですが、時間がないので、鈴木環境生活部長、御苦労さまでした。気仙沼市では袋叩きになったようですが、今、立派に

できています。ゼロカーボン対策の中で海洋プラスチックごみ対策については、県のほうでしっかり制度をつくってほしい、または宣言をしてほしいと思っています。このことをお願いして、この項を終わりたいと思います。

観光戦略について伺います。

マイクロツーリズムの観点から、宮城オルレの他のコースをぜひつくってもらいたい。多賀城のような史跡があるところ、他のコースと違った魅力があるコースをぜひつくってもらいたいのですが、いかがですか。

○千葉県政経済商工観光部長 多賀城につきましては、令和六年に多賀城創建千三百年ということもありまして、環境省の取組であるみちのく潮風トレイルなどの兼ね合いも含め内部検討中ということで聞いております。毎年度、市町村の皆様意向確認をしておりますので、今後も多賀城市のほうとそういったお話も含めいろいろ相談してまいりたいと思います。

○守屋守武委員 多賀城市長は張り切っていますよ。ぜひ、このマイクロツーリズムはウイズコロナの中では必ず生きてきます。だから、本当は仙南にもつくってほしいのです。そうするとその人たちが随分動きます。全く毛色が違う多賀城のオルレコースをつくと必ずコースを歩きます。ここは令和四年度の課題としてしっかり取り組んでいたいただきたいと思います。ちなみに、気仙沼・唐桑オルレのホームページを見ていただくと、気仙沼・唐桑オルレへのアクセスは、いまだに気仙沼中央インターチェンジで降りて行ってくださいとなっているのですよ。三陸自動車道が開通していますから唐桑半島インターチェンジですよ。部長、みんな気仙沼中央インターで降りてしまいますから、これはすぐ直してください。

最後になります。

本当はサイクルツーリズムのほうもお願いしたいと思っていました。知事も自転車を持っているということでありました。私たち、松山市に行って瀬戸内しまなみ街道を見てきました。ポタリングという自転車を使ったまち歩きが実は一番お金を下ろしているんです。レースではないです。この事業を取り入れることで、あとは株式会社ジャイアント社との連携から考えると宮城県は非常に大きなチャンスがあると思います。台湾との交流、それからオルレを通じた韓国との交流、これも含めてぜひ取り組んでいただ

きたいと思えます。

水産関係についてお伺いします。

今回、閉鎖循環式陸上養殖研究施設を造るということで出しておりますが、施設に持たせる大きな目的をお伺いしたいと思います。

○村井嘉浩知事 我が県の水産業は、海洋環境の変化により主に冷水性魚種の水揚げが減少するなど厳しさが増しております。新たな養殖技術に係る研究にも積極的に取り組んでいかなければならないと思っております。近年、各地で導入が進められております閉鎖循環式陸上養殖技術は、飼育水槽と水処理システムを一体化させて人為的に環境をコントロールする養殖方法で非常に成果が出ておりまして、水産加工業者も注目しております。県では、本技術の研究を推進するため、石巻市渡波の水産技術総合センターの敷地内に木造平屋建て、延べ床面積約九百九十平方メートルの施設を建設予定であり、今年十月に着工し令和五年十月頃に完成を見込んでおります。完成後、本施設においては海産高級魚であるホシガレイや世界的に需要が高まっておりますサーモンの養殖技術の開発のほか、我が県の主要養殖魚種であるギンザケの種苗生産技術開発などに取り組みたいと考えております。

○守屋守武委員 ギンザケの種苗の確保は喫緊の課題だと思っております。陸上の中でしっかりと採卵して種苗を育てて出していくということを、我が県でもきちっとやらないといけないと思っております。ここのところは、非常に大きなニーズがある部分でありますから、今、天然のサケがなかなか大変な状況でありますので、ここはしっかりと力を入れていただきたいと思えます。併せまして、アワビの種苗生産は水産振興協会に委託して生産していますが、きちっと技術を確立して安定して出せるように人員体制にも力を入れていただきたいと思えます。

令和四年度が希望が持てるような予算編成で進むことを御祈念申し上げます、質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。